選択権（Wahlrechte）についての一考察

太　田　善　之

I　序

選択権という用語はドイツにおける会計用語である。Siegel[1986]（S. 417）によれば，年度決算書の作成に関する選択権とは，特定の問題に対して少なくとも２つの行動の代替案が自由に使えることを意味する。[1)]

この選択権について Schneider[1983] は次のように批判する。[2)] 商法上における選択権の存在は，年度決算書による測定が名目尺度による最も弱い測定であることを意味する。すわわち，そのことは測定における基本的前提の一つである，現実とそのモデル上への写像の間の構造の同一性という要件に反する。(S. 147) さらに，そうした違反は特により厳密な比較尺度または定量尺度が求められるや否や，顕著にあらわれるという。選択権を温度測定に移し変えてみれば，温度計の水銀の長さについて，あらかじめ摂氏25度になるまでに油性のインクで塗りつぶしてしまい，この温度計を水中に吊るす。そして，この摂氏25度が風呂の燃料の節約に対する要求と暖まるという客の要求とのちょうどよい妥協である，と説明するようなものである。したがって，立法者が一方で詳細な会計規定を設け，他方で選択権を容認することは，年度決算書の作成者がどの程度報告から逃れようとするつもりかを自ら決定することを示す。(S. 152)[3),4)]

1）同じく選択権の概念については，Bauer［1981］（SS. 767f.）を参照のこと。

2）以下の名目尺度，比較尺度そして定量尺度を含めて Schneider［1983］の見解については，太田［1994］を参照のこと。

3）Kommission[1979]（S. 12）は，「会計は，会計報告の作成者が選択権によって自分がどの程度報告から逃れようとするかを，自身で決定することができないということを前提とする。」と指摘する。

↗

結局，記載（Ansatz）および評価（Bewertung）に関する選択権は，一つの事実に対して二つ以上の数値によるモデルに基づく写像を容認する。したがって，どのような価値判断に立とうとも，選択権は測定にとっての論理的前提条件と矛盾する。このように厳密に会計の測定用具としての意義のみを強調し，年度決算書の内容を決定しようというのであれば選択権は容認されない。

しかしながら，現実にはこの選択権は存在し，会計上重要な意味を持つに至っている。本稿では，この選択権についてのドイツおよび日本における論議を考察する。なおここでは，個別財務諸表上での選択権の行使の問題に絞る。

II　Neukamp[1899] の理解

Schneider[1983]（S. 147, FN2）によれば，選択権はもともと，Neukamp[1899] にみられるように，商法典公布以前の貸借対照表真実性（Bilanzwahrheit）に関する誤った解釈にしたがって許容されると考えられていた。

Neukamp[1899]（SS. 453ff.）は，とりわけ絶対的な貸借対照表真実性が公法や私法の中でどのように解釈されているのか，利害関係者は正しくない貸借対照表に対してどのように対処すればよいのか，そして最後に絶対的な貸借対照表真実性とは一つの目標であるのかどうかということを検討する。その際，Neukamp[1899]（S. 469）は貸借対照表の持つ2つの機能を前提に評価原則を考察する。すなわち，商人のその時々の財産状態と当該年度の成果について報告するという機能と，特に会社組織であれば分配可能な年度利益の確認のための基礎を認めるという機能である。

それを踏まえて Neukamp[1899]（SS. 496f., SS. 500ff.）は，貸借対照表記載額の継続性に反することが貸借対照表の異議申立てにとっての条件になるのか

4）Moxter[1981]は選択権を否定する考えを，会計責任報告イデオロギー（Rechenschaftsideologie）に基づき拒絶し，選択権を容認する理由として，多様な会計目的の相互に矛盾する関係を挙げる。（S. 456, X）また，完全なる透明性（Volltransparenz）を求めるのは意味がないと批判する。（S. 455, VI）さらに，Moxter［1985］（S. 1103）は，選択権に基づく秘密積立金の設定を，利益に対して権利を持つ人々の蔓延する欲望から企業を守るという理由で容認する。

どうかについて述べる。ここで貸借対照表記載額の継続性の原則とは，広義に解釈するならば，前年の貸借対照表に含まれる財産対象物の査定（Schätzung）は，後の各年において引き上げてはいけないことを意味する。そして，帝国最高裁判所の判決からの引用にもより，その査定が誤解に基づくものであったり，実際に財産対象物の価値そのものに変化があった場合をのぞき，この継続性の原則を遵守することが貸借対照表の真実性を確保することになる。前年の貸借対照表における査定を前提とするのが趣旨であるから，意図的な査定の引き下げも，根拠のない引き上げも継続性の原則に違反する。したがって，貸借対照表真実性の枠内で継続性の原則が擁護される。

しかしながら，現実の立法の発展をながめると，特に借方の過小評価によって真実ではない貸借対照表の作成を容認する規定になっている。それは，借方側の慎重な評価によって架空の利益の配当を予防し，資本を払い戻していることと同じ効果を生じさせないようにという配慮のうえにたつものである。結局，Neukamp[1899]（S. 507）によれば，貸借対照表真実性の原則の実現を容易にすることは，一般の商取引の中において追求するに値する目標であるとしても，立法にとっての課題として考えることはできないという。そして，過大評価を防止し，過小評価をできる限り要請することを求める。

こうした内容から判断すれば，Neukamp[1899] は必ずしも直接的に貸借対照表真実性と選択権を結び付けて考察しているのではなく，貸借対照表記載額の継続性とを関連させて真実性の意義を強調しているのである。しかし，過大評価も過小評価も行われていないという意味における「絶対的」という概念の解釈は明確には説明されておらず，真実性の内容については静態論的解釈に終わっていることは明らかである。[5] ただし，実務が前提にある会計というシステムに対する理解から生じる，真実性を支えるためには継続性の原則の遵守が必要であるという Neukamp[1899] の指摘に対しては，漠然とした表現ではあるが，賛意を表するものである。それ故，Schneider[1983] の批判が直接的を得

5）静態論と動態論の歴史的な考察の中での Neukamp[1899] の論稿に対する全体的な検討については，Oberbrinkmann［1990］（S. 91, S. 104）を参照のこと。

ているわけではないといえる。

III　選択権についての現在における見解

1985年の財務諸表指令法の制定による商法典の改正を経る前および経た現在，選択権についてどのように理解されているかについて，選択権が容認される根拠，分類，問題点などを中心にして幾つかの見解を掲げる。

(1) Kruse[1976]

Kruse[1976]（SS. 67f.）は，商人が記載金額について自由に決定することができるという意味における評価選択権と区別して，貸借対照表能力のある経済財を借方計上するのか，それとも貸方計上するのかというということについて自由に決定することができるという意味における貸借対照表計上選択権（Bilanzierungswahlrechte）について，正規の簿記の諸原則と関連させて論じる。もちろんここでは旧商法典，株式法を前提に，法律上要求されるもの以外の貸借対照表計上選択権はすべて正規の簿記の諸原則から生じるものと考え，この後者の意味における選択権を減少させようとする傾向[6]について論を進める。

たとえば，Moxter[7]の追求するような記録（Dokumentation）と拡大部の追求するような利益の証明における完全性（Vollständigkeit）は追求されるべきものであるが，達成されるものではなく，完全性を追求することが貸借対照表計上選択権を排除することにつながるものではないとする。(SS. 69f.)そして，正規の簿記の諸原則から生じる選択権については，正規の簿記の諸原則それ自体の性質から，貸借対照表計上選択権についても経験的な性質および演繹的な性

6）無償取得の無形経済財に関する1969年2月3日の連邦財政裁判所拡大部（Großer Senat）の判決によれば，商法上の貸借対照表記載選択権は税務貸借対照表にまでは及ばず，よって商法上の貸借対照表記載選択権は税法上の借方計上義務を妨げない。つまり，無償取得の無形経済財に関する費用は，1962年度の商事貸借対照表上に借方計上を行ってもよい（aktiviert werden durften）限り，原則としてその費用については税務貸借対照表上への借方計上義務が存在する。(BFH [1969], S. 31) これについてはまた，Baetge [1992]（SS. 329f.），Meyer [1992]（S. 67），Coenenberg [1993]（S. 63）を参照のこと。

7）Moxter による静態論の展開については，Oberbrinkmann [1990]（3. Teil）を参照のこと。

質をもつと理解する。(SS. 72ff.) 最後に個々の貸借対照表計上選択権について検討する。(SS. 80ff.)

(2) Forster[1985]

Forster[1985]は評価継続性の原則が，経営経済学的にともかく，立法上はすべての企業を対象とする新しい要求であること(SS. 32f.)，年度決算書の目標設定から意義を持つこと（SS. 34f.），評価継続性の原則それ自体は評価方法でなく，評価方法の自由な選択を制限する方法であること（SS. 36f.），したがって，貸借対照表政策的に動機づけられた評価の変更を制限すること(SS. 35f.)，慎重の原則とは矛盾しない要求であること（S. 37f.），記載選択権については継続性の規定の適用を見合わせることが経営経済学的に正しいと考えること（SS. 38f.），例外的場合に評価継続性は犯されてもよい（犯されなければならない）こと（SS. 39ff.）などを述べる。

(3) Siegel[1986]

Siegel[1986]（SS. 417f.)が考察するように，選択権の概念は商法典改正に関する政府草案において完全性の原則との関連で規定されていた。すなわち，政府草案§241 Iは，

①貸借対照表には貸借対照表能力のある企業の経済財および計算限定項目が，完全に記載されなければならない。②企業が法律上許容されている選択権を要求する限りにおいて，経済財および計算限定項目は記載される必要はない。③経済財がそのような選択権に基づいて単に附属明細書に記載されたとしても，年度成果の確認に際してこれら経済財は考慮される。

と起草されていた。(Biener/Berneke[1986], S. 71)理由書(Regierungsbegründung）によれば，この②は法律上の貸借対照表計上選択権ないし表示選択権（Ausweiswahlrecht）が存在する場合に，貸借対照表能力があるにも関わらず，貸借対照表への記録が行われないとしても，完全性の規則は侵害されてないということをはっきりさせる。たとえば，年金引当金のような対象物が貸借対照表ではなく，附属明細書へ表示されてもよい場合に，表示選択権は存在する。③は明瞭性という理由により，附属明細書への記載が年度利益の高さに影

響を与えることができないという，ここから生じる推論を指摘する。(Biener/Berneke[1986], S. 72)

しかし，最終的には以下のように文言の修正がなされ，商法典§246として編纂された。そのⅠは，

年度決算書には，法律に別段の定めのあるときを除き，すべての資産，負債，計算限定項目，費用および収益を計上しなければならない。

と規定されている。法務委員会の報告によれば，この商法典§246Ⅰにおける副文（「法律に別段の定めのあるときを除き」"soweit gesetzlich nichts anderes bestimmt ist"）は，商法典§246Ⅰが法律上許容されている選択権の行使と矛盾しないということを表現しているので，政府草案§241Ⅰ②は必要ない。また，政府草案§241③はもはや省略される。なぜなら，資本会社でない商人にとって年度決算書とは貸借対照表と損益計算書のみからなり（商法典§242Ⅲ），附属明細書を作成しないからである。また，「企業の（des "Unternehmens"）」財産対象物および負債のみが貸借対照表に計上されうるということを，はっきり決定する必要はない。商人の私的財産ではなく，それらのみが貸借対照表に計上されるということは商法典§242Ⅰより明らかである。(Biener/Berneke[1986], S. 71)

以上の考察に引き続いてSiegel[1986]（SS. 418f.）は選択権の分類を試みる。商法典に明示されている選択権（explizite Wahlrechte）は，把握（Erfassung）の問題，したがって記載するか，記載しないかの選択という意味での貸借対照表計上選択権，評価の問題としての評価選択権，表示（Darstellung）の問題としての表示選択権に分かれる。表示選択権においては項目分類および報告(Bericht)選択権が問題となる。これについては商法典§275の総原価法ないし売上原価法の選択と，資本会社の場合の規模に応じた簡略化の選択(§266Ⅰ②，§276，§288）が挙げられる。また，明示的な選択権とは異なり，特定の評価問題に対して異なる方法が考慮に値するということから，暗示的選択権（implizite Wahlrechte)が考えられる。なお，選択権とは違って，評価の主観的な瞬間が多くの代替案に通じるという場合に裁量の余地(Ermessensspielraum)

が生じる。

こうした分類を前提として，Siegel[1986]（SS. 420ff.）は貸借対照表計上選択権と評価選択権の体系化を試みる。[8] 例示とともにその類型を示せば，

1.簡略化選択権（Vereinfachungswahlrechte）：固定価値の記載

2.承認選択権（Billigkeitswahlrechte）：派生的のれんに対する記載選択権

3.助成選択権（Subventionswahlrechte）：税法上の特別償却

4.不確実性選択権（Unsicherheitswahlrechte）：計画外減価償却

5.譲歩選択権（Kompromißwahlrechte）：

共通費の製造減価への算入に対する選択権[9]

年金引当金の設定のための以前の選択権[10]

6.恣意性選択権（Willkürwahlrechte）：1.から5.に当てはまらないもの

となる。

体系化されたこれら類型について，Siegel[1986]（S. 421）は貸借対照表作成の目標との一致いかんで認められるか否かについて判断を下す。そのためには年度決算書が果たすべき機能，したがってその課題を前提とする。それぞれそれは，情報提供機能と支払測定機能であり，とりわけ利益分配権との関連における債権者保護と株主保護である。[11]

債権者保護という目標にとって選択権の存在は明らかに矛盾する。[12] 特に，簡略化選択権と承認選択権の本質とはまったく相容れない。また，株主保護にとっても，その規定がいかに経営経済学的に問題であるからとはいえ，妥当な金

8）この体系化は，Bauer[1981]（SS. 768f.）の類型とはかなり異なり，また Streim[1993]（Sp. 2156ff.）の類型を拡充させたものといえる。

9）同じく，Moxter［1981］（S. 453）を参照のこと。

10）同じく，Kruse［1976］（S. 84）を参照のこと。

11）ただし，貸借対照表政策的な選択権は実務家の立場からは明らかに容認される。たとえば，Krüger［1983］（S. 287）によれば，評価における自由裁量の余地は，まず第一に成果の安定化に，そしてしばしば現実の成果とまったく関係なく配当を継続して行うことに役立つ。

12）選択権の設定によって秘密積立金が積み立てられることさえ，結局は債権者にとって不利な影響を及ぼす。（Leffson［1987], S. 84）

額よりも少なく利益を計算することが可能なあらゆる選択権は問題である。恣意性選択権と助成選択権はこれに該当する。譲歩選択権がこれに含まれるかどうかは妥当な利益の表示ということについての独自の観点次第である。結局，簡略化選択権と承認選択権についてはなんら疑問がない。不確実性選択権については黙認され得る。商事貸借対照表にとっては助成選択権は認められない。譲歩選択権には疑問点が多いし，恣意性選択権はまったく拒否される。(SS. 422f.)

Siegel[1986]（S. 424）によれば，選択権の行使にあたっては，一般規範（Generalnorm）の考慮，継続性の原則による制限，選択権の行使についての報告義務（§284：附属明細書における貸借対照表および損益計算書の説明）という3点からなる制約が現れる。

まず，一般規範としてここでは§264，とりわけそのII①に規定される，

資本会社の年度決算書は正規の簿記の諸原則を遵守し資本会社の財産，財務および収益の状況につき真実かつ公正な写像を伝達しなければならない。

という文言を考える。年度決算書とは外部利害関係者に対する会計報告責任を果たす手段であるという理解から，選択権の行使が一般規範と一致して行われる場合にのみ，年度決算書の目標に適切に注意を払われる。一般規範からの離反は個別規定により明確に，あるいは目的設定からはっきりと根拠づけられる場合に限って許されなければならないと考える。(Siegel[1986], SS. 424ff.)

継続性の原則は選択権から時間的次元を取り除くことに通じる。すなわち同じ事情は時間間隔において同じ代替案に従って扱われなければならない。同じ理由に基づき，評価継続性も同じ事例に関して求められる。(Siegel[1986], SS. 425f.)

資本会社には一定の範囲で，選択権の行使について附属明細書において報告する義務がある。選択権を免れて確認された利益についての分配権の問題が解決されえないので，報告義務を課すことによって選択権の問題性をすべて取り除くことができるわけではない。比較可能な情報状態は，§284によっても作り出されない。計上方法および評価方法からの離反の記載に際して，§284II三で

は選択権を行使することによって生まれる差額の記載を求められていないので，株式法§160II⑤[13]と比べても後退している。(Siegel[1986], SS. 426f.)

(4) Leffson[1987]

Leffson[1987] は継続性の原則について詳細な検討を加えているが（SS. 426ff.)，この継続性の原則と選択権との関係についてはそれほど明確ではない。慎重の原則の検討に際し，裁量の余地が生まれることに言及している。(S. 466)あとは報告の場合の説明事項としての選択権の存在に触れている程度である。

なお，Leffson[1979]（S. 215)によれば，かつての株式法§152以下で与えられる評価余地（Bewertungsspielräume）と選択権は，貸借対照表作成者の関心の状態に応じて利用することのできる無制限の余地としては解釈されえない。上掲の現行商法典§264II①の一般規範に対応する，かつての株式法§149 I[14]における最大限の確実な見通しという前提が，貸借対照表作成者の裁量に基づく意思決定を制限する。したがって，一般規定による制限を強調して選択権の行使を認めるのである。

(5) Baetge[1992]

Baetge[1992]（SS. 51f.)は，簿記および年度決算書の正確性を正規の簿記の諸原則の一つである枠原則(Rahmenengrundsätze)の中で最も重要なものと考える。正確性の原則は「絶対的な正確性」や「真実性」という概念の意味するところと異なり，経済活動を写像するための規則が客観的，すなわち主体間相互において検証可能であることを求める。しかし，実際には法律上の年度決算書に対して多大の主観的な影響が残る。そうした二重基準(double standard)の一つが選択権である。

---

13)「各営業報告書において，さらに直前の年度決算書との比較を妨げる，その年度決算書と直前の年度決算書との差異，特に，計画外減価償却または価額修正の実行を含めて，評価方法および償却方法の重要な変更が究明されなければならない。」

14)「年度決算書は正規の簿記の諸原則に適合しなければならない。それは明瞭かつ通覧的に作成されなければならず，かつ評価規定の枠内で会社の財産および収益の状況へのできるだけ確実な見通しを与えることを要する。」

選択権が許容されている場合，商人は自身で意思決定しなければならないが，当該事象が将来に関連して写像されるべきであるならば，将来それ自体の不確実性ゆえに自由裁量の余地が存在する。そうした事情を前提に主体間相互における検証可能性を求めるためには，写像の際に仮定が一般的に知られていることが必要であるが，現実にはたいていあきらめざるをえない。そこで事象関連的な客観性の原則が属人関連的な無恣意性の原則（Willkürfreiheit）に関して補われなけらばならない。(SS. 52f.) したがって，選択権の行使にあたっては，客観性の遵守と恣意性を排除する会計プロセスが必要になる。

また，評価規定における多様な経済的事情と将来の発展についての不確実性のために，評価選択権については必然的に裁量の余地が生じる。そこで，商法典においては貸借対照表計上選択権 (SS. 148f., SS. 160ff.) と並んで評価選択権が容認されている。(S. 162)

(6) Schildbach[1992]

Schildbach[1992]（SS. 92ff.）はまず，連続性（Kontinuität）[15] との関わりで選択権に触れる。このうち，実質的連続性である継続性は，写像されるべき現実の中にある発展をよりよく，そしてより信頼のおけるように表現する。その結果，年度決算書はより比較可能になる。継続性は項目分類，評価選択権そして貸借対照表計上選択権との関連で論じられる。ただし，項目分類に関する継続性は資本会社のみに対して求められ（§265 I），また，評価に関する継続性の規定（商法典§252 I 六）は，

> 前年度決算書に適用した評価方法は，これを保持すべきものとする。(…sollen beibehalten werden.)

というように，「べき (Soll)」規定であるところからそれは不安定かつ不明瞭な法制化である。さらに記載選択権の行使については商法典上何も規定が存在し

15) Schildbach [1992]（SS. 95f.）は，実質的連続性（die materielle Kontinuität）が「継続性（Stetigkeit）」と同義であり，形式的連続性（die formelle Kontinuität）が「貸借対照表同一性（Bilanzidentität）」と同義であるという。なお，松本［1990］(36頁) によれば，Kontinuität と Stetigkeit は同義であり，両者のうち意義がより明瞭なのは Stetigkeit である。

ないので，ドイツにおいては将来とも継続性の要求はさほど行われないと考えられる。

所得税法§5Ⅰにおいて，

①法律上の規定に基づき帳簿をつけ，定期的に決算書を作成する義務を負う事業経営，あるいはそのような義務なしに帳簿をつけ，定期的に決算書を作成する事業経営においては，事業年度の決算時に経営財産を記載し，商法上の正規の簿記の諸原則にしたがって表示しなければならない。

と定められる基準性（Maßgeblichkeit）の検討より，Schildbach[1992]（SS. 101ff.）は商法と税法における義務規定と許可規定の関係について以下のように結論づける。[16)]

商法上の規定が義務規定　→　税務貸借対照表に関して義務規定

商法上の評価規定に選択権が存在　→　選択権は税務貸借対照表に関しても妥当

商法上に借方計上選択権が存在　→　税務貸借対照表に関して借方計上義務

商法上に貸方計上選択権が存在　→　税務貸借対照表に関して貸方計上禁止

(7) Coenenberg[1993]

Coenenberg[1993]は，商法典への正規の簿記の諸原則の編纂に基づき，継続性の原則，選択権そして擬制的貸借対照表項目（Bilanzierungshilfe）について検討する。すなわち，上述のように商法典§252Ⅰ六の規定より，評価選択権のみが継続性の原則に含まれ，貸借対照表計上選択権および価値評価額選択権（Wertansatzwahlrechte）（たとえば計画外の減価償却）は除かれる。また，同一の財産対象物のみならず，同一の機能を持つ財産対象物の評価も継続性の原則に従う。商法典§252Ⅱに，

根拠のある例外の場合に限り，第1項から離反することができる。

とあるとおり，継続性の原則を離反しうる例が考えられる。その事例の多さから，この評価に求められる継続性はそれほど厳密にはとらえられていないとい

16）同じく，特に税法の観点からの考察についてはたとえば，Schmidt[1993]（§5 Tz. 12, SS. 316ff.）を参照のこと。

える。もともとこの継続性の原則のみが，§252で決められている他の「義務（Muß）」規定とは異なり，べき規定である点にもその原因をうかがえる。(SS. 35f.) なお，継続性の原則の中で直接言及することなく，貸借対照表計上選択権は商法典の中でいくつか容認されている。(S. 56, SS. 63f.)

以上の考察から選択権について次のように言える。[17] ドイツでは，選択権は一般にまず完全性との関わりにおいて検討され，選択権の行使は完全性の原則に矛盾しないことが確認される。((1)，(3)) また，慎重の原則の要請と考え合わせると，選択権は恣意性の排除という無恣意性の原則による制約のもと行使され ((2)，(4)，(5))，一般規定との合致した行使が求められる。((3)，(4)) さらに，検証可能性を明らかにするために，規定の上からは原則として資本会社に対して，その結果を報告する義務が存在する。((3)) 基準性の原則との関連では，商法上と税法上において選択権の行使に対して異なる指示（義務か，任意か，それとも禁止かの違い）をおく。((5)，(6)，(7))

選択権を分類するならば，基本的には評価選択権，貸借対照表計上選択権ないし記載選択権として区別される。((1)～(7)) 継続性の原則との関連においては，一度選択された方法の継続適用という意味が加えられるが ((3))，規定の文言のうえからは評価選択権に対してのみこの継続性の適用が考えられ，記載選択権に対してはその適用が考えられないことになってしまう。((2)，(8)) ただし，継続性の規定そのものがべき規定であり ((6)，(7))，継続性からの離反の条件とも考え合わせると，必ずしも厳格な規定ではないといえる。((6)，(7))

IV　わが国における経理自由の原則

選択権の概念は名称こそ違え，わが国企業会計の中にも存在し，継続性の原則との関連で説明される。

(1) 若杉[1991]

17) (……) 内は，(1)から(7)までの文献のうち代表的なもののみを指しており，それ以外の文献にまったく記述がないという意味ではない。

若杉[1991]（38頁，60頁）によれば，すべての企業の会計行動の指針としての会計原則には，一定の会計事実に対して，妥当と認められる数種の手続・方法が認められている。各企業は自己の特殊性にてらして，その中のいずれかを選択，適用することができる。ただし，この経理自由の原則には，いちど採用した手続，方法は，特別の事情のないかぎり，継続して適用しなければならないという継続性の原則による制約がはめられる。それは，企業による会計手続の恣意的な変更によって，利益操作を許し，財務諸表の比較可能性を害することが認められないからである。

(2) 黒澤[1980]

黒澤[1980]（311頁—314頁）によれば，一般に認められた会計原則の存在を前提として，その上でその適用の方法が異なる。方法の選択は企業経理の自由でなければならないから，そうした会計処理の原則の上位に継続性の原則を認める必要性が生ずる。認められた原則が遵守されること，しかも継続的に遵守されることがいっそう重要である。多くの企業はその業種や規模が異なるので，必ずしも同一の会計手続や会計処理の基準を採用しうるとは限らないのである。

逆に，継続性の原則が一方において企業経理の自由を認めている根拠は，いかなる会計処理の原則でも，それが合理的方法であるかぎり，これを長期間継続的に適用するときは，それらの間の誤差が減少し，異なる方法によって求められた結果が，ほぼ一致するにいたるものであるからである。つまり，企業経理の自由の存在理由は，同一企業の期間比較の可能性を保障するという継続性の原則の適用を前提としている点にある。

(3) 武田[1986] および武田[1991]

武田[1991]（104頁—107頁）および武田[1986]（53頁）は，企業経理の自由と継続性との原則との関連を「フォーミュラ・アプローチ」と呼び次のように説明する。検証可能性と不偏性の要件を満たすという条件で，一般に公正妥当と認められる2以上の公式（フォーミュラ）化された原価配分原則を認め，その範囲内で企業の自主的判断に基づき妥当性を持つと考える方法を選択（経理自由の原則），そして首尾一貫して適用させ，その選択された方法の適用結果に

ついては無修正とするが，ただし選択した方法についてのディスクロージャーを要求する。このようなアプローチを通じて測定結果の比較可能性を高める。

武田[1986]（73頁，82頁）によれば，このことはまた，会計情報についての測定手続の点から次のように説明される。すなわち，特定の測定対象の属性を数量化するための測定手続が複数個存在する場合，それら手続を精度の高いものから順に配列する。当該選択に関しては，会計上の認識対象の持つ属性について正確かつ適切な記述を行うことのできる能力のあるという意味における不偏性の基準に基づき下限を，また会計情報のもたらす便益がそれを得るために要するコストを超えなければならないという意味におけるコスト・ベネフィットの基準に照らし合わせて上限を画定する。この社会的に許容される上限と（専門家集団の合意として設定される）下限との範囲において，社会的均衡価値を示すものとしての「選択可能な複数の原則・手続」が確定される。これが一般に認められた会計処理の原則または手続となる。これには社会的価値としての無差別性が認められるところから，経理自由の原則という名のもとに，その中からの選択について自主性を許容する形式がとられる。

いずれにしても，この原則は企業活動に伴い惹起する会計事象に対して二つ以上の処理が認められる場合，継続性の原則に従うことを前提に，ある一つの処理を選択適用することを許す規定である。それは，結局，特定の事象に対する会計上の判断は，企業の自由裁量に任されていることを意味する。経理自由の原則あるいは企業経理の自由といい，または自主的判断に基づく選択・適用という内容は，利益操作の可能性を排除し期間比較の可能性を確保するために継続性の原則を遵守させることによって制限を受けるという意味で利用される点に会計上の特徴がある。

V　結

本稿においては選択権の考察のために，ドイツおよび日本における幾つかの文献を用いた。日本と違いドイツでは，理論上の概念を法律の中に条文とする

ことによって，厳格に実務の規定化を図る。すなわち，正規の簿記の諸原則として認められる継続性の概念を含め評価の一般原則（§252 I）は，今回の商法典の改正によって初めて明文をもって規制された。そのことによって，実務上にも何等問題がなければよいのであったが，しかし法律上の文言に対して解釈の余地を残すが故に，継続性の原則そして選択権についても疑問が呈される。本稿ではその点の考察を中心にした。もちろん，選択権ないし継続性の原則についても文献は数多く出版されているので，まだまだ議論の精緻化のためにはより深い検討が必要である。さらに，最近の国際化に伴う財務諸表の比較可能性の確保に際して，選択権は今後なお認められるのか，それとも次第に容認されなくなるのか。そうした点での考察も必要であろう。

＊法律からの引用について，条は§，項はローマ数字，号は漢数字，文は①，②…で表す。

略語

BB	Betriebs-Berater
BFH	Bundesfinanzhof
DBW	Die Betriebswirtschaft
e. V.	eingetragener Verein
FN	Fußnote
IDW	Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e. V.
Tz.	Textziffer
ZfbF	Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung

参　考　文　献

Baetge[1992]：Baetge, Jörg, *Bilanzen*, 2. Aufl., IDW-Verlag, 1992.

Bauer[1981]：Bauer, Jörg, "Zur Rechtfertigung von Wahlrechten in der Bilanz", *BB* 1985, 36(13), SS. 766-772.

BFH[1969]：Entscheidung vom 3. Februar 1969, Gr. S. 2/68, in：*Sammlung der Entschei-*

dungen des Bundesfinanzhofes, Bd. 95, 1969, SS. 31-37.

Biener/Berneke[1986] : Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm, *Bilanzrichtlinien-Gesetz*, IDW-Verlag, 1986.

Coenenberg[1993] : Coenenberg, Adolf, *Jahresabschluß und Jahresabschlußanalyse*, 14. Aufl., Verlag Moderne Industrie, 1993.

Forster[1985] . Forster, Karl-Heinz, "Bewertungsstetigkeit—was sie ist und was sie nicht ist", in : *Der Wirtschaftsprüfer im Schnittpunkt nationaler und internationaler Entwicklung*, Festschrift für Klaus von Wysocki, hrsg. von Gerhard Gross, IDW-Verlag, 1985, SS. 29-43.

Kommission[1979] : Kommission Rechnungswesen im Verband der Hochschullehrer für Betriebswirtschaft e. V., "Reformvorschläge zur handelsrechtlichen Rechnungslegung", *DBW* 1979, 39(1a), SS. 3-70.

Krüger[1983] : Krüger, Ralf, "Der Jahresabschluß aus der Sicht des Aufsichtsrates", in : *Der Jahresabschluß im Widerstreit der Interessen*, hrsg. von Jörg Baetge, IDW-Verlag, 1983, SS. 269-296

Kruse[1976] : Kruse, Heinlich Wilhelm, "Bilanzierungswahlrechte und Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung", in : *Bilanzfragen*, Festschrift zum 65. Geburtstag von Prof. Dr. Ulrich Leffson, hrsg. von Jörg Baetge/Adolf Moxter/Dieter Schneider, IDW-Verlag, 1976, SS. 65-86.

Leffson[1979] : Leffson, Ulrich, "Zur Bedeutung des §149 AktG und Art. 2 Abs. 3 der 4. EG-Richtlinie", *ZfbF* 1979, 31(3), SS. 213-216.

_____[1987] : Leffson, Ulrich, *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 7. Aufl., IDW-Verlag, 1987.

Meyer[1992] : Meyer, Claus, *Bilanzierung nach Handels- und Steuerrecht*, 9. Aufl., Verlag Neue Wirtschafts-Briefe, 1992.

Moxter[1981] : Moxter, Adolf, "Bilanzpolitik und Wahlrechtsproblematik", in : *Die Führung des Betriebs*, Herrn Professor Dr. Dr. h. c. Curt Sandig zu seinem 80. Geburtstag gewidmet, hrsg. von Manfred N. Geist/Richard Köhler, C. E. Poeschel Verlag, 1981, SS. 447-457.

_____[1985] : Moxter, Adolf, "Zum neuen Bilanzrechtsentwurf", *BB* 1985, 40(17), SS. 1101-1103.

Neukamp[1899] : Neukamp, "Das Dogma von der 'Bilanzwahrheit' ", : *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht* 1899, 48. Band, SS. 450-507.

Oberbrinkmann[1990] : Oberbrinkmann, Frank, *Statische und Dynamische Interpretation der Handelsbilanz*, IDW-Verlag, 1990.

Schildbach[1992] : Schildbach, Thomas, *Der handelsrechtliche Jahresabschluß*, 3. Aufl., Verlag Neue Wirtschafts-Briefe, 1992.

Schmidt[1993] : Schmidt, Ludwig, *EStG*, Einkommensteuergesetz Kommentar, 12. Aufl., Verlag C. H. Beck, 1993.

Schneider[1983]: Schneider, Dieter, "Wozu eine Reform des Jahresabschlusses?", in: *Der Jahresabschluß im Widerstreit der Interessen*, hrsg. von Jörg Baetge, IDW-Verlag, 1983, SS. 131-155.

Siegel[1986]: Siegel, Theodor, "Wahlrecht", in: *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB*, hrsg. von Ulrich Leffson/Dieter Rückle/Bernhard Großfeld, Verlag Dr. Otto Schmidt, 1986, SS. 417-427.

Streim[1993]: Streim, Hannes, "Wahlrechte", in: *Handwörterbuch des Rechnungslegung*, 3. Aufl., hrsg. von Klaus Chmielewicz/Marcell Schweizer, Schäffer-Poeschel Verlag, 1993, Sp. 2151-2160.

黒澤[1980]：黒澤清，「近代会計学」，普及版七訂，春秋社，1980。

松本[1990]：松本剛，「ドイツ商法会計用語辞典」，森山書店，1990。

太田[1994]：太田善之，「会計目的についての一考察—清算思考に基づく Schneider に対する批判として—」，会計　1994，146(2)，35-47頁。

武田[1986]：武田隆二，「会計学一般教程」，中央経済社，1986。

____[1991]：武田隆二，「最新財務諸表論」，第4版，中央経済社，1991。

若杉[1991]：若杉明，「精説財務諸表論」，第3版，中央経済社，1991。